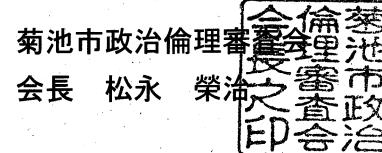


菊政審第34号
令和4年6月17日

菊池市長様
菊池市議會議長様



菊池市政治倫理審査会審査結果報告書(1号議案)

令和4年4月5日付で、菊池市長から審査を付託された調査請求について、菊池市政治倫理条例(以下「条例」という。)第9条第4項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 対象の調査請求

1 請求日

令和4年2月28日

2 請求者

後藤英夫ほか6人の菊池市議會議員

3 違反するおそれがあると認められる者の氏名

荒木崇之

4 違反の内容

(以下「■■■■■」といふ。)の代表取締役である■■■■■氏は、菊池市議會議員荒木崇之氏(以下「荒木議員」といふ。)の二親等以内の親族(■■)であるが、当該会社は、荒木議員が市議會議員に在籍中、何度も菊池市と工事請負契約を締結したものである。

5 違反の根拠

条例第4条第1項及び第4項違反

第2 政治倫理審査会の概要

1 審査会委員

定数	8人
会長	松永 榮治
副会長	上拂 耕生
委員	江崎 一朗
委員	河津 典和
委員	益田 陽介
委員	山本 隆生
委員	工藤 清子
委員	仁木 徳子

2 審査の概要

(1) 第1回審査会(令和4年4月5日開催、全員出席)

- ア 互選により松永委員を会長、上拂委員を副会長に選任した。
- イ 菊池市政治倫理審査会運営要領を定めた。
- ウ 協議の結果、以下の事項を決定した。
 - (ア) 荒木議員の議員歴の照会
 - (イ) 荒木議員の在籍期間における菊池市と []との工事請負等契約の有無及び契約内容の照会
 - (ウ) 調査請求者及び荒木議員について、審査会での意見陳述の照会

(2) 第2回審査会(令和4年4月11日開催、全員出席)

ア 荒木議員の議員在籍期間

荒木議員の議員在籍期間は、平成25年4月15日から平成26年5月31日まで、平成26年6月1日から平成28年12月26日まで、平成30年6月1日から現在までであることを確認した。

イ 最高裁第三小法廷平成26年5月27日判決の確認を行った。

ウ 調査請求者の意見の陳述

調査請求者の平直樹議員は、荒木議員の[]が経営する[]は、荒木議員が議員在籍中に、複数回にわたり、菊池市と工事請負契約を締結しており、条例第4条第1項に該当すること、調査委請求書に記載の「違反の根拠」に、条例第4条第4項を追加する旨陳述した。

(3) 第3回審査会(令和4年4月25日開催、全員出席)

ア []と菊池市との工事請負契約

荒木議員の議員在籍中における[]と菊池市との間における工事請

負契約は、平成 25 年度 2 件（合計 4,925,459 円）、平成 26 年度 2 件（合計 14,364,504 円）、平成 27 年度 2 件（合計 41,095,507 円）、平成 28 年度 3 件（合計 106,556,975 円）、平成 30 年度 5 件（44,974,456 円）、令和元年度 5 件（合計 45,884,779 円）、令和 2 年度 4 件（47,106,139 円）、令和 3 年度 4 件（合計 138,281,161 円）であることを確認した。

イ 条例及び条例施行規則の改正の変遷

平成 26 年 3 月 26 日に、条例第 4 条が改正されたこと及び改正内容を確認した。

ウ 調査請求者が、令和 4 年 4 月 15 日付けで提出した補正調査請求書の確認

調査請求書の「違反の根拠」に、条例第 4 条第 4 項が追加補正された。

エ 荒木議員の意見陳述

荒木議員は、土木工事業を経営する [REDACTED] の代表取締役 [REDACTED] 氏は、二親等以内の親族（姻族）であること、[REDACTED] は菊池市から複数回にわたって工事請負契約を締結していること、[REDACTED] には議員の二親等以内の親族企業が菊池市と工事契約を規制する条例ができたことは告げたが、それ以上に工事の辞退届を提出するように努めたことはない旨陳述した。

荒木議員は、経営に全く関わっていない姻族の企業である [REDACTED] に、市との工事請負契約の辞退届を提出するよう努めなければならないとする条例の規定は行き過ぎであると考えるので、今後も積極的に辞退届を出すように努める意思はなく、条例の規定については、これから、市議会で議論していきたい旨主張した。

(4) 第 4 回審査会（令和 4 年 5 月 9 日開催、全員出席）

これまで審査会で行ってきた事実の確認、調査請求者の意見の陳述及び荒木議員の意見の陳述を踏まえ、市長及び議長に報告する審査結果報告書並びに荒木議員への勧告書の内容について、審議を行った。

(5) 第 5 回審査会（令和 4 年 6 月 2 日開催、全員出席）

市長及び議長に報告する審査結果報告書及び荒木議員への勧告書の内容について確認を行い、決定した。

第 3 審査会の判断

1 調査請求の適否

(1) 条例第 4 条第 1 項は、「議員の二親等以内の親族（姻族を含む。）・・・が経営する企業は、・・・市工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならない。」とした上、同条第 4 項では「議員は・・・、市民に疑惑の念を生

じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない。」と規定している。

当審査会は、条例第4条第1項は、議員の違反行為を規定したものではなく、企業の違反行為を規定したものであるので、議員に同項違反を問うことには疑問があり、議員の義務を規定した同条第4項違反で調査請求するのが適切であると判断した。

- (2) [REDACTED]を経営する[REDACTED]氏は、荒木議員の二親等以内の親族([REDACTED][REDACTED])であること、並びに荒木議員は、平成25年4月15日から平成28年12月26日まで及び平成30年6月1日から現在まで、菊池市議会議員であり、同人が議員在籍中に、[REDACTED]は菊池市と工事請負契約を締結したことが認められる。

そして、本件調査請求は、議員の定数の5分の1以上の7人の議員の連署で行われており、条例第8条の要件を満たしていることから、当審査会は、調査請求は適正であると判断した。

2 違反事実の存否

- (1) [REDACTED]が、荒木議員の「二親等以内の親族(姻族を含む。)が経営する企業」であり、荒木議員の議員在籍中に、菊池市と市工事等の請負契約を締結したことから、[REDACTED]は、条例第4条第1項の規定により、市工事等の請負契約を辞退しなければならない。

ところが、条例が規制する企業の経済活動は、工事等に係る請負契約等に限られるところ、二親等以内の親族企業であっても、請負契約等に係る入札を制限されるものではない上、請負契約等を辞退しなければならないものの、制裁を課すなどしてその辞退を法的に強制する規定は設けられておらず、請負契約等を締結した場合でも、当該契約が私法上無効となるものではない(最高裁第三小法廷平成26年5月27日判決参照)。

そして、契約を辞退しなければならぬのは「企業」であって、「議員」ではないことから、荒木議員に対しての条例第4条第1項違反は成立しない。

- (2) 次に、条例第4条第4項は、第1項に該当する議員は、「市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するように努めなければならない。」と規定している。

この規定は、議員に対して、二親等以内の親族企業の辞退届を提出するよう努める義務を課すにとどまり、辞退届の実際の届出まで義務付けるものではないから、その義務は議員本人の意思と努力のみで履行しうる性質のものであるとされている(前記最高裁判決参照)。

すなわち、[REDACTED]が、条例第4条第1項の企業に該当しても、荒木議員が「関係者の辞退届を提出するよう努め」た場合には、同人は条例第4条第4項の違反にはならないことになる。

このことに関して、本審査会において聴取したところ、荒木議員は、平成26年の条例の改正後、[REDACTED]に、議員の二親等以内の親族企業は菊池市との工事契約を規制されることになった旨を告げたことはあるが、それ以上に工事の辞退届を提出するように努めたことはない旨陳述している。

なお、平成26年の条例改正前から二親等以内の親族の辞退届出の提出義務の規定は存在していたが、平成26年の条例改正では親族に「(姻族を含む。)」との注釈が書き加えられたものである。

荒木議員は、自身が経営に関わっていない第三者の企業に、議員と二親等以内の姻族であるという理由だけで、市との工事請負契約の辞退届を提出するよう努めなければならないとする条例の規定は行き過ぎであると考え、それ以上のことは行っておらず、今後も積極的に辞退届を出すように努めるつもりはない旨主張している。

そこで検討するに、条例第4条第4項は、「議員は、責任をもって関係者の辞退届を提出するように努めなければならない。」と規定しており、荒木議員が、[REDACTED]に、条例の規定を伝えただけでは、同条第4項の定める努力義務を尽くしたことにはならないと判断する。

荒木議員が陳述するように、ある企業の経営者が、婚姻した相手が議員の兄弟姉妹であったという理由だけで、議員は企業の経営に全く関与していないのに、市との工事契約を辞退しなければならないとするのは行き過ぎであるという主張も理解できないではないが、本条例は、「議会の内部的自律権に基づく自主規制としての性格を有しており、このような議会の自律的な規制の在り方についてはその自主的な判断が尊重されるべきもの」と解され(前記最高裁判決参照)、菊池市議会内部で論議された末に、このような規定が条例として成立している以上、当審査会としては、これに従わざるをえないと考える。

3 審査の結果

以上の理由から、当審査会においては、「[REDACTED]の経営者は、荒木議員の二親等以内の姻族であるところ、同社は、菊池市との間に、平成25年7月から令和3年8月までの間、合計27回(金額合計443,188,980円)の工事等の請負契約を締結したものであるから、荒木議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するように努めなければならない義務があるのに、これをしなかったものである。」という違反事実を認定するものである。

第4 菊池市議会への付言

条例第4条第1項及び第4項を含め、本条例は、市議会の内部的自律権に基づく自主規制としての性格を有し、このような市議会の自律的な規制の在り方については、その自主的な判断が尊重されるべきものと解されるのは、前述のとおりである。

そこで、本条例第4条第1項及び第4項をはじめとする条例に規定された内容の立法的合理性、規定の解釈、適用のあり方及び規定に違反する具体的事実等の基準の明確化、解釈及びその運用についても、基本的には市議会の内部的自律権に委ねられた事項であると認められる。

今後は、市議会の責任において、その明確な基準、解釈及び運用についてのルールを市議会の内部的自律権により、明文化されるように求めるものである。